

入札参加停止措置番号及び措置理由対照表（物品購入等）

措置要件	措置番号	措置理由
虚偽記載	1	虚偽記載
	1(幫助)	虚偽記載の幫助
粗雑な履行	2-(1)	故意による場合
	2-(2)	過失による場合
契約違反行為等	3-(1)	契約解除
	3-(2)	契約を履行しなかったとき
	3-(3)-ア	2月以上の履行遅滞
	3-(3)-イ	1月以上2月未満の履行遅滞
	3-(3)-ウ	1月未満の履行遅滞
	3-(4)	職員の職務の執行を妨げたとき
	3-(5)	職員の指示に従わないとき
安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	4-(1)	市発注契約等の公衆損害事故（死亡者が発生）
	4-(2)	市発注契約等の公衆損害事故（負傷者又は損害が発生）
	4-(3)	市発注契約等の公衆損害事故（火災、水害他多大な損害）
	5-(1)-ア	市内の一般契約の公衆損害事故（死亡者が発生）
	5-(1)-イ	市外の一般契約の公衆損害事故（死亡者が発生）
	5-(2)	一般契約の公衆損害事故（重傷者が発生）
	5-(3)-ア	市内の一般契約の公衆損害事故（火災、水害他多大な損害）
5-(3)-イ	市外の一般契約の公衆損害事故（火災、水害他多大な損害）	
安全管理措置の不適切により生じた関係者事故	6-(1)	市発注契約等の関係者事故（死亡者が発生）
	6-(2)	市発注契約等の関係者事故（重傷者が発生）
贈賄	7	一般契約の関係者事故（死亡者、重傷者が発生）
	8-(1)	市の職員に対する贈賄
	8-(2)-ア	県内の公共機関の職員に対する贈賄（市内本店業者）
	8-(2)-イ	県内の公共機関の職員に対する贈賄（市外本店業者）
	8-(3)-ア	県外の公共機関の職員に対する贈賄（市内本店業者）
8-(3)-イ	県外の公共機関の職員に対する贈賄（市外本店業者）	
独占禁止法違反行為	9-(1)	市発注契約等又は市内の一般契約で独占禁止法違反（排除措置命令、課徴金納付命令）
	9-(2)	県内の一般契約で独占禁止法違反（排除措置命令、課徴金納付命令）
	9-(3)	県外の一般契約で独占禁止法違反（排除措置命令、課徴金納付命令）
	10-(1)	市発注契約等又は市内の一般契約で独占禁止法違反（逮捕、書類送検、公正取引委員会の告発）
	10-(2)	県内の一般契約で独占禁止法違反（逮捕、書類送検、公正取引委員会の告発）
10-(3)	県外の一般契約で独占禁止法違反（逮捕、書類送検、公正取引委員会の告発）	
談合等	11-(1)	公契約関係競売等妨害（市内の建設工事等）
	11-(2)	公契約関係競売等妨害（県内の建設工事等）
	11-(3)	公契約関係競売等妨害（県外の建設工事等）
不正又は不誠実な行為	12-(1)-ア	入札参加資格者又は役員等が暴力行為等で逮捕、書類送検、起訴（市発注契約等又は市内の一般契約）
	12-(1)-イ	入札参加資格者又は役員等が暴力行為等で逮捕、書類送検、起訴（市外の一般契約）
	12-(2)-ア	使用人が暴力行為等で逮捕、書類送検、起訴（市発注契約等又は市内の一般契約）
	12-(2)-イ	使用人が暴力行為等で逮捕、書類送検、起訴（市外の一般契約）
	12-(3)	脱税行為により逮捕、書類送検、起訴
	12-(4)-ア	関係法令違反（市内本店業者）
	12-(4)-イ	関係法令違反（市外本店業者）
	12-(5)	入札心得違反又は担当職員の指示に従わない
	12-(6)	秘密情報の聞き出し行為
	12-(7)	落札決定後の契約辞退
	12-(8)	市発注契約等にかかる債務の滞納
12-9-(1)	入札参加資格者又は役員等が禁錮以上の刑による逮捕、書類送検、起訴、刑法の規定による罰金刑を受けたとき	
12-9-(2)	使用人が、業務に関し、禁錮以上の刑による逮捕、書類送検、起訴、刑法の規定による罰金刑を受けたとき	
12-10	契約締結又は契約履行を妨げたとき	
暴力団排除	14-(1)	入札参加資格者又は役員等が暴力団員であるとき
	14-(2)	暴力団又は暴力団員が入札参加資格者の経営に関与しているとき
	14-(3)	入札参加資格者又は役員等が暴力団又は暴力団員を不当に利用したとき
	14-(4)	入札参加資格者又は役員等が暴力団の維持、運営に協力しているとき
	14-(5)	入札参加資格者又は役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にあるとき
	14-(6)	入札参加資格者が暴力団又は暴力団員と下請契約等を締結したとき
	14-(7)	入札参加資格者が暴力団又は暴力団員との下請契約等の解除に従わなかったとき
	14-(8)	暴力団又は暴力団員からの不当介入を届け出なかったとき
その他	15	市長が必要と認めたとき